更新日：2025 年 3 月 6 日

観光ビザ(家族/友人に会いに行く場合も含む)
必要書類等

-ナミビアへの入国目的=観光-

～大使館で申請する場合

＊必要書類等について、以下 **1 番~13 番**

重要：　大使館へ申請書を提出する前に、事前予約が必要になります。
Email：embassy@namibiatokyo.or.jp / Tel：03-6426-5460.

1. 申請書(英語)　← リンク先をご確認ください
*必ず 2 枚目の Signature 欄にパスポートの署名と同じ署名をし、日付をご記載ください。
*訂正箇所には、二重線を引き、脇に必ず署名をしてください。

例) ~~Sightseeing~~ Sightseeing

2. Visa 料金(お釣りがないため、ぴったりの金額をご用意ください)

ナミビア入国	入国回数	発行までの日数	1 人当たりの金額
2025 年 3 月 31 日以前	シングルエントリー *大使館では、マルチプルエントリービザの発行は不可。	通常 *約 5 ~7 営業日	6,000 円
		エクスプレスサービス *約 1~2 営業日	9,000 円
2025 年 4 月 1 日以降		**Normal** *約 5 ~7 営業日	16,000 円
		Express Service *約 1~3 営業日	24,000 円

* 発行までの日数：不備/問題等がない状態の場合

3. パスポートサイズの写真 X 2
*写真裏面に申請者氏名をご記載ください。
*カラー、 背景：白

4. パスポート(原本)+コピー

更新日：2025 年 3 月 6 日

*ナミビア入国時に、6 か月以上の有効期限があること
*VISA のページで３ページ未使用のページがあること
*パスポート原本のみではなく、コピーも提出すること

5. 英文旅程
*モチベーションレターに記載可　-> モチベーションレターサンプル

6. 航空機/船の予約確認書のコピー(英語)
*全行程(出発地⇔目的地)の航空機/船の予約確認書
(*1 居住地 – 例：日本、韓国) から目的地(ナミビア)まで　及び　目的地(ナミビア)から居住地(例：日本、韓国)までの予約確認書
*申請者名の記載があること
*申請者名部分には、蛍光ペンを引いてください。

7. ホテル等宿泊施設の予約確認書のコピー(英語)
*申請者名記載があること
**申請者名部分には、蛍光ペンを引いてください。

8.銀行発行の直近の残高証明書原本(英語)+ 銀行発行の直近６か月間の取引明細証明書原本(英語)
*$1,000-以上の残高
*申請者名の記載有
*銀行発行の書類(銀行印または担当者印/サインのある書類)
*直近６か月間の銀行発行の取引明細証明書原本(英語)の提出ができない場合、直近６か月間の通帳コピーでも可、**ただし**、直近の残高証明書原本(英語)は、必ず**銀行発行**(銀行印または担当者印/サインのある書類)**の原本を提出してください。**

9. 日本政府発行の有効期間内の外国人登録証明書/在留カード
*外国人登録証明書/在留カード表裏のコピー
*出発地：日本　帰国地：日本 の方
*大韓民国在住の外国人の場合には、大韓民国政府発行の外国人登録証明書/在留カード (出発地：大韓民国　帰国地：大韓民国)

10. ナミビア出国後に必要な Visa / Permit のコピー
*ナミビア出国直後の目的地で、VISA/Permit が必要な場合

11. ナミビア観光について英語でのモチベーションレター(観光動機レター) ← サンプルは、リンク先をご確認ください

12. ナミビア在住の友人/家族からの招聘状 + 保証人証明書　← リンク先をご確認ください
*ナミビア在住の友人/家族に会いに行く場合
*招聘状への必要事項：レター作成日、招聘者&VISA 申請者の氏名・パスポート番号・生年月日・関係性、（招聘者の）ナミビア居住所、VISA 申請者の滞在予定日

更新日：2025 年 3 月 6 日

*ナミビア在住の友人/家族のパスポート& ID のコピー
*ナミビア在住の方が外国人の場合、ナミビア在留資格(VISA のページのコピー)
*申請書の 2 ページ目(A)6.記載が必要

13.　委任状　← リンク先をご確認ください。
*申請者本人以外が、VISA 申請する場合には、委任状が必要です。

大韓民国在住の方で、大韓民国から本大使館へ申請書類発送ご希望の方は、事前に、embassy@namibiatokyo.or.jp にお問い合わせください。

*大韓民国のパスポートをお持ちの方は、アライバル VISA(ナミビア到着時に発行可能な VISA)の発行も可能です。-- アライバル VISA についての記載項目をホームページよりご確認ください。

*1 日本在住の方の例：以下のような航空機予約確認書の提出が必要になります。

日本⇔ナミビア

例) ナミビアへのルートが以下の場合、以下記載の TKT1-TKT6 すべての予約確認書のコピーの提出が必要になります。

TKT 1.NARITA(成田)→HONG KONG(香港)

TKT 2.HONG KONG(香港)→JOHANNESBURG(ヨハネスバーグ)

TKT3. JOHANNESBURG(ヨハネスバーグ)→WINDHOEK(ウィンドフック)
TKT4.WINDHOEK(ウィンドフック)→CAPE TOWN(ケープタウン)

TKT5.CAPE TOWN(ケープタウン)→LONDON HEATHROW(ロンドン　ヒースロー)

TKT6.LONDON HEATHROW(ロンドン　ヒースロー)→HANEDA(羽田)